建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

建	市計画 築 物 1 種特 工作物	7]	新改	1 項の規定 築築 変 変 月		が、	ます。	※ 手数料欄
	(あて	先)前	橋市長					
	Ē	許可申	請者住	·所 [*] · · · ·名				
1	変更	をしよ 第一種	うとする 毎定工作	とする土 建築物の 手物を新設 地目及び	字する しよう	土地		
2	の建		は新設し	建築物、用語 いようとす。		-		
3			途の変更 建築物の	更をしよう。)用途	とする	場合		
4	建築な工作なで又はでのい	物又は 物が法 は令第 いずれ	新設し 第 34 条 36 条第 の建築物	築物、用途 こうとする 第1号から 1項第3号 か又は第一 載及びその	第一種 第 10 ロから 重特定	重特定 号ま っホま	令第 36 条第 基準	1 項第 3 号ホ
5	その何	也必要	な事項					
*	受	付	欄	※ 許 可	番号	号 欄		
	年	月	日	年	月	日		
第			号	第		号		

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

「建	市計 築 ! 1種! 工作!	勿〕	新	1 項の規定 樂 樂 変更 変更 月		り、	ます。	※ 手数料欄
	(あて	先)前						
		許可申	□請者	i 方 之 名				
1	変更 又に	をし。 は第一種	ようとする 重特定工作	うとする土 る建築物の F物を新設 F地目及び	存する しよう	5土地		
2	の建		スは新設し	建築物、用 しようとす				
3			月途の変見 D建築物の	見をしよう)用途	とする	場合		
4	建築工作ででで	物 又に物 が 没は 合 第い ず オ	は新設し。 法第 34 条 第 36 条第 い建築物	集物、用途 こうとする 第1号から 1項第3号 か又は第一 記載及びその	第一種 第 10 ロから 種特定	重特定) 号ま っホま	令第 36 条第 1 項第 3 号口 (法第 34 条第 11 号)	
5	その	他必要	更な事項					
* 5	 受	付	欄	※ 許可	番-	号 欄		
	年	月	日	年	月	日		
第			号	第		号		

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請書

∫建 第	市計區 築 4 1種。 工作4	勿 持 <i>σ</i>	43条第 (新 改 用途の 新	1 項の規定 樂 樂 変更 別 月	ます。	※ 手数料欄		
	(あて	'先) 育	价橋市長					
		許可申	申請者 伯 氏	三所 *** :名				
1	変更又は	をしる	ようとする 重特定工作	うとする土 る建築物の 下物を新設 F地目及び同	字する しよう	土地		
2	の建		スは新設し	建築物、用語 しようとす		-		
3			用途の変見 D建築物の	見をしよう)用途	とする	場合		
4	建築工作でスでの	物又に物が法は令第いずお	は新設し』 法第 34 条 第 36 条第 いの建築物	集物、用途 こうとする 第1号から 1項第3号 か又は第一 記載及びその	第一種 第 10 ロから 重特定	重特定 号ま っホま	令第 36 条第 1 章 (法第 34 条第	
5	その	他必要	要な事項					
※ 5	 受	付	欄	※ 許 可	番爿	号 欄		
	年	月	日	年	月	日		
第			号	第		号		

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。